

宮代町地域のみんなでこどもたちの居場所づくり事業
補助金利用手引き

令和5年4月

1 事業の目的

宮代町では、こども食堂や学習支援等を実施するものに対し、地域における見守りの場として機能することが期待される取組みを町内に普及、定着させることを目的とし、補助金を交付します。

2 補助対象者

補助金の交付対象となるものは、以下に示す要件を全て満たすものとします。

- (1) 地域の子どもたちを広く受け入れ、町内を活動拠点とするこども食堂や学習支援等を行っているものであること。
- (2) 1年以上継続して実施する意思があること。
- (3) 営利を目的とした事業でないこと。
- (4) 政治活動又は宗教活動を行うことを目的としていないこと。
- (5) 活動内容が公の秩序又は善良の風俗に反するものでないこと。
- (6) 暴力団又は暴力団と関係のあるものでないこと。

3 補助対象事業

補助対象となる事業は、「2 補助対象者」の要件を満たすものが、次に掲げる要件を全て満たす事業に対して交付します。

- (1) こども食堂又は学習支援等の児童の支援に資する福祉活動を実施するものであること。
- (2) 原則として年4回以上、1回あたり1時間以上の開催であること。
- (3) 1回あたりの参加者がおおむね5人以上であること。

4 補助対象経費と補助金額

補助金の交付対象となる補助対象経費及び補助金額は、以下の表1のとおりとなります。

表1

区分	補助対象経費	補助額
食材費	食料品の購入費	1回あたり上限5,000円(年間50,000円を上限とする。) こども食堂が取組に含まれる場合、1回あたり上限10,000円(年間100,000円を上限とする。)
消耗品費	食器、学習用品、絵本等の購入費	
謝礼金	講師及びボランティアへの謝礼金	
使用料・賃借料	実施施設の使用料や賃借料	
保険料	傷害・賠償責任保険等の保険料	
印刷費	チラシ・ポスター・パンフレット等の印刷費	
その他	その他町長が認める費用	

5 応募方法

補助金交付の申し込みにつきましては、以下の表2「補助金申込書類」で示す書類の提出が必要です。必要書類をそろえて、子育て支援課へ提出してください。

表2「補助金申込書類」

提出書類	
ア	宮代町地域のみんなで子どもたちの居場所づくり事業補助金交付申請書 (様式第1号)
イ	事業計画書
ウ	収支予算書

6 交付決定と補助金の交付

提出された申請書について、申請内容が補助金の交付対象条件に適合するものであるか町で審査を行います。適合すると認めるときは、補助金の交付を決定し、宮代町地域のみんなで子どもたちの居場所づくり補助金交付決定通知書を通知し、概算払いで補助金を交付します。なお、概算払いでの支払いのため、補助事業完了後に精算し、補助金の過払いがあった場合は返還いただきます。

7 交付決定の取り消し

以下に示す内容のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、取り消しに係る部分の補助金を返還いただきます。

- (1) 補助金を補助対象事業以外に使用したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) その他、町長が補助金を交付することが不相当であると認めるとき。

8 補助金の精算

年度末(3月末)の事業終了後30日以内に、以下の表3「実績報告書類」を提出いただき、概算でお支払いした補助金について精算を行っていただきます。

その際に、実支出額(事業に要した支出額から事業に係る収入額を控除した額)が、既に交付した補助額を下回った場合は、その差額を返還いただきます。

表3 「実績報告書類」

提出書類	
ア	宮代町地域のみんなでこどもたちの居場所づくり事業補助金事業実績報告書 (様式第6号)
イ	助成事業経費報告書
ウ	実施レポート (領収書、活動風景の写真)

(1) 補助金の精算

- ・ ご提出いただいた実績報告の内容を踏まえて、補助金額を確定します。
- ・ 確定額に基づき、必要に応じて補助金の返還を行っていただきます。

① 確定額 ≥ 交付決定額の場合

- ・ 交付決定している額が補助金額となります。
- ・ 精算は不要です。

② 確定額 < 交付決定額の場合

- ・ 交付決定額と確定額の差額を返還していただきます。

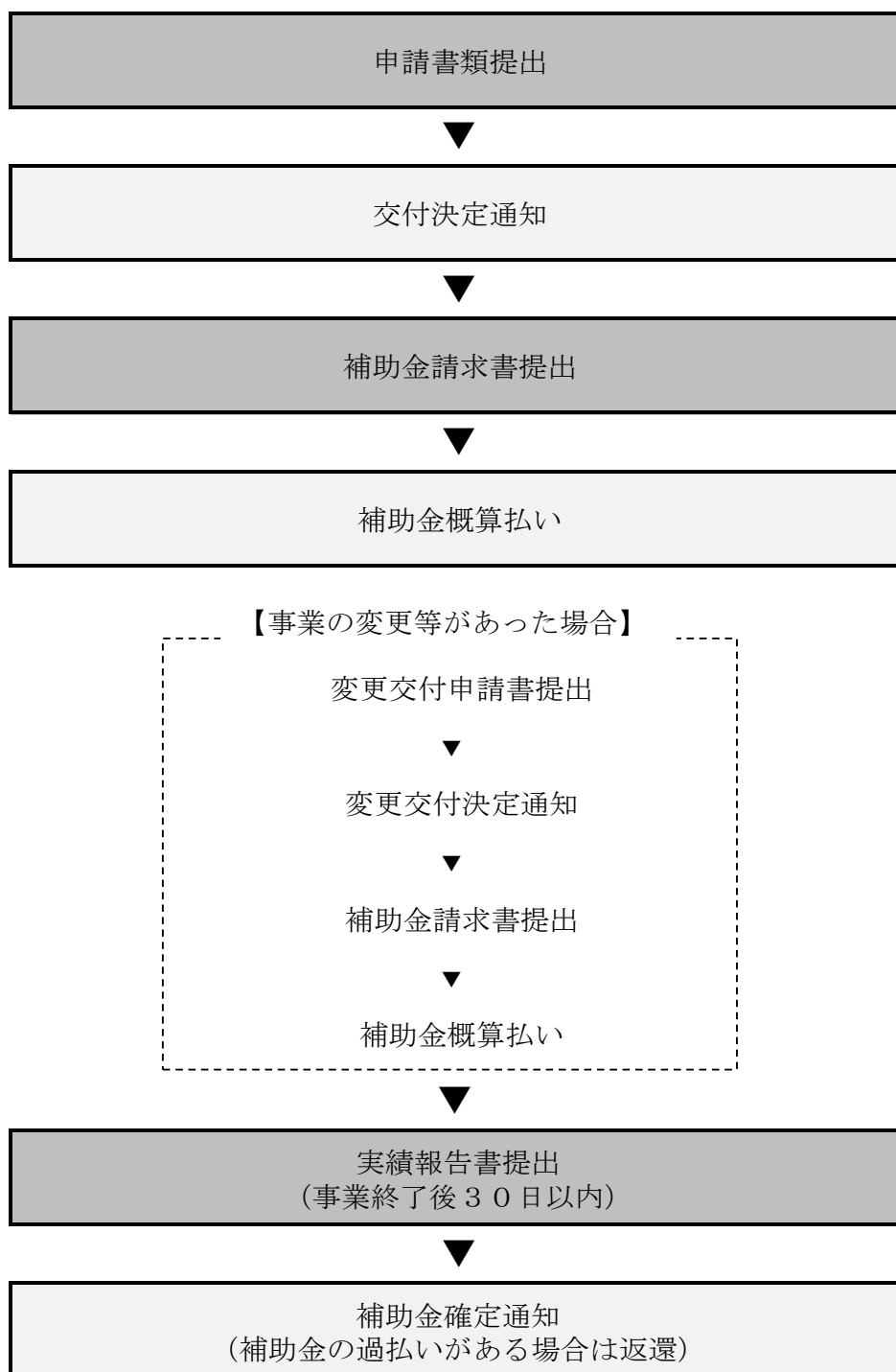
(2) 領収書についての注意事項

- ・ レシートタイプの領収書も可能です。
- ・ 必ず日付を記載してもらってください。
- ・ 宛名には必ず団体名を記載してもらってください。

9 その他

募集に際して取得する個人情報は、当事業に関する事務手続きにのみ利用します。

10 補助金の申請から交付、精算までの流れ



【提出先】

子育て支援課 こども笑顔担当 8番窓口

※申し込みにあたっては、事前にご相談ください。

1 1 募集概要

宮代町地域のみんなでこどもたちの居場所づくり事業補助金 募集概要	
事業の目的	こども食堂や学習支援等を実施するものに対し、地域における見守りの場として機能することが期待される取組みを町内に普及、定着させることを目的とし、補助金を交付します。
補助対象者	地域の子どもたちを広く受け入れ、町内を活動拠点とするこども食堂や学習支援等を行っているものであること。
補助対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ・こども食堂又は学習支援等の児童の支援に資する福祉活動であること ・原則として年4回以上、1回あたり1時間以上の開催であること ・1回あたりの参加者がおおむね5人以上であること
対象経費	こども食堂や学習支援等の運営経費 (例えば) 食材の購入費、学習用品・絵本等の購入費、講師及びボランティアへの謝礼金、実施施設の使用料や賃借料、傷害・賠償責任保険等の保険料、チラシ等の印刷費
補助額	<ul style="list-style-type: none"> ・1回あたり上限10,000円 (年間100,000円を上限とする) ※こども食堂が取組に含まれる場合
対象期間	毎年4月1日から翌年3月31日まで
申請	随時受付中
申請方法	子育て支援課へご相談のうえ、必要書類の提出をお願いします。